

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成30年4月3日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区若者施策に関する調査業務委託

#### (2) 目的

世田谷区基本計画で「若者が力を発揮する地域づくり」を政策の一つとして位置づけ、「若者の交流と活動の推進」や「生きづらさを抱えた若者の支援」等の施策に取り組んでいる。

こうした若者施策は、子どもの頃から継続して取り組んでいくべきものや、早期の支援により問題の深刻化を未然に防げるものなど、子ども期で展開する施策と密接に関わっているため、区は若者施策についても子ども計画の中に示している。

今後、区は、平成32年度から平成36年度までの5年間を計画期間とする(仮称)子ども計画(第2期)後期計画を策定する。策定に向けては、区長の附属機関である世田谷区子ども・青少年協議会において、平成29年度から2年間にわたり「若者施策の評価検証と体系化」をテーマに議論・検討を進めているところである。

本調査を実施することにより、これまでの若者施策の効果・課題や、世田谷区の若者を取り巻く実態を把握し、その結果を世田谷区子ども・青少年協議会とともに検証しながら、ライフサイクルを見通した若者期の効果的な施策の体系化に反映させていくことを目的とする。

#### (3) 内容

若者(全般)へのアンケート調査

##### ア 対象者

区内在住 15～30歳未満男女 計5,000件程度

##### イ 発送・回収方法

郵送によるアンケート(Web回答も可能な調査)

回収率は40%程度を目標とすること

アンケート調査に係る郵送等は受託者が行い、その経費は契約金額に含まれるものとする。

宛名ラベルは区が作成し、受託者に提供する。

##### ウ 調査項目

区が示すアンケート調査内容の項目検討、体裁調整及び調査票の作成

項目数：35問程度

##### エ データ作成・分析

回答入力、単純集計、クロス集計、分析結果データ作成

若者(施策の利用者)へのアンケート調査

##### ア 対象者

青少年交流センターや若者総合支援センター等、主要な若者施策の利用者

イ 発送・回収方法

それぞれの施策従事者の配布・回収によるアンケート( Web 回答も可能な調査)

回収数は300件程度

回収した調査票を受託者に引き渡す。

ウ 調査項目

区が示すアンケート調査内容の項目検討、体裁調整及び調査票の作成

項目数：35問程度

エ データ作成・分析

回答入力、単純集計、クロス集計、分析結果データ作成

ヒアリング調査

ア 対象者

以下の対象のうち、20グループ程度

若者(若者施策の利用者等):若者施策の利用者、学校(中高大)等

支援者:青少年交流センター、若者総合支援センター等若者施策の従事者

地域住民:青少年委員、青少年地区委員会、学校PTA、町会、商店街等

対象者の選定・調整は区が行い、受託者に提示する。

イ 実施方法

子ども・青少年協議会が主体となりヒアリング調査を実施する。

受託者は、ヒアリングに同行し、ヒアリングの進行管理・記録等の支援を行う。

実施日時や場所については、区が指定する。

ウ 調査項目

区が示すヒアリング調査内容の項目検討、体裁調整及び調査票の作成

エ 資料作成

議事録・要旨作成

アンケート・ヒアリング調査結果分析及び課題の検討

上記 ~ の調査集計(単純集計、クロス集計)をもとに、区の計画や子ども・青少年協議会のこれまでの提言、国や都の動向等を踏まえ、世田谷区の若者施策の取り組み状況、効果等を分析するとともに、国等の類似調査との比較分析などから世田谷区の若者を取り巻く状況を明らかにし、子ども計画(第2期)後期計画の策定に向けた課題を抽出すること。

結果分析や検討した課題については、報告書及び概要版に取りまとめ、区担当課に報告を行うこと。

(4) スケジュール案

平成30年 5月~6月 調査項目検討

6月~7月 アンケート調査・ヒアリング調査

7月~8月 アンケート結果集計

8月~9月 アンケート結果及びヒアリング分析・報告

(5) 成果品

下記成果物について区と協議のうえ、指示する期限までに作成し提出すること。

ア 上記(3) ~ に関する次の資料(随時作成・提出)

ア) 各種調査票

- イ) 各種調査集計データ
- ウ) 各種調査分析データ
- エ) ヒアリング議事録・要旨
- イ 報告書及び概要版（紙媒体3部、電子データ一式）

(6) 履行期間

契約の日から平成30年9月30日まで（予定）  
契約日は、平成30年5月中～下旬を予定。

2 参加資格

次の(1)から(5)までの要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) プライバシーマーク、もしくはI S M S 認証を取得していること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 実施体制に関する事項
  - ・ 業務責任者等の実績等
  - ・ 配置人員、役割、区との連絡体制等
- (2) 同種・類似業務の実績
- (3) 実施方針
- (4) 業務内容に関する提案
  - ・ 「子ども計画(第2期)」第6章で掲げる「今後の若者施策の取組み」や世田谷区子ども・青少年協議会のこれまでの提言の認識・理解状況
  - ・ 国の「子供・若者育成支援推進大綱」や内閣府「子供・若者白書」等の内容を踏まえた調査項目の提案能力
  - ・ アンケート及びヒアリング調査結果の正確な集計及び的確な分析を行う能力
  - ・ 調査可能件数、アンケート調査の回収率の見込みとその実現性
  - ・ ヒアリングの実施能力
  - ・ 若者施策の体系化や計画策定に向けた調査及び報告書の作成能力
- (5) 見積金額の妥当性

5 選定方法

事業者の選定は、評価基準に基づき審査委員会にて審査し選定する。

## 6 手続き等

### (1) 担当所管課

世田谷区子ども・若者部若者支援担当課 担当：鈴木、御堂、猪股、高根、生垣  
住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4 - 21 - 27 世田谷区役所第1庁舎5階  
電話：03 - 5432 - 2585 FAX03 - 5432 - 3050

E-mail：[SEA02091@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA02091@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

受付時間：午前8時30分～午後5時（土日・祝日を除く）

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成30年4月3日（火）～平成30年4月13日（金）正午まで

場所及び方法：上記（1）担当所管課にて配付、又は世田谷区ホームページ

（[世田谷区トップページ](#)） [こんな時には](#) [事業者向け](#) [お知らせ](#)）  
にて公開（ダウンロード可）

### (3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

期限：平成30年4月13日（金）正午まで必着

場所：上記（1）担当所管課

方法：持参に限る

### (4) 提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成30年5月8日（火）午後5時まで（必着）

場所：上記（1）担当所管課

方法：持参に限る

## 7 その他

(1) 提案書作成に要する費用は提案者の負担とする。

(2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約保証金 免除

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無

(6) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。

(7) 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。

(8) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。

(9) 提案書の提出後に上記2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

(10) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(11) 詳細は実施要領による。